

第十三回 参議院内閣委員会會議録第八号

昭和二十七年三月十八日(火曜日)午前
十時五十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 河井 彌八君
理事 山田 佐一君
鈴木 直人君
山花 秀雄君

委員 石原幹市郎君
横尾 龍君
楠見 義男君
竹下 豐次君

政府委員

行政管理政務次官 山口六郎次君
行政管理庁次長 大野木克彦君
事務局側
常任委員会専門員 杉田正三郎君
常任委員会専門員 藤田 友作君

本日の會議に付した事件

○行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(河井彌八君) これより内閣委員会を開会いたします。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。本日は予備審査であります。先ず以て政府から提案の理由の御説明を請います。

○政府委員(山口六郎次君) 所管大臣が出席いたすべきであるのであります。が、開議なんかがありますので、代りまして御説明いたします。

只今議題となりました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の提案

理由について御説明いたします。今回提案いたしました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案は、昭和二十七年年度予算の内容に即応して、平和條約発効後の行政の円滑な運営上及び国民生活の安定上必要と認め得ない事務増、即ち電氣通信、関税、遺族年金給付、国立学校、国立療養機関及び矯正保護機関等の事務量の増加に伴い所要の増員を行うと共に、終戦処理事業費等の廃止等に伴う事務の縮小による定員の縮減を行い、又賠償庁の廃止、物価庁の廃止、終戦処理事業費等の廃止及び捕獲審査再審査委員会の設置等による関係各行政機関相互間の調整を行いつつ、行政機関全般の定員の適正な配置を図ろうとするものであり、その内容は主要次の六点に要約されます。

第一に、第二條第一項の表の定員におきまして、合計八十三万五千二百八十八人が八十四万六千六百三十五人となり、一万一千七百七人の増となつておりますが、このうち第二條第三項の定員等よりの移し替えによる増二千五百六十四人を差し引きすると、実質上の増は八千五百四十三人となつております。この増員の主なものを事項別に見ますと、電氣通信施設の増充に伴うもの六千九百六十六人、税関事務の増加に伴うもの三百二十人、矯正保護施設の増置に伴うもの四百四十三人、国立学校の学部、施設等の増加等に伴うもの三百五十八人、国立療養所等の施設増置による

もの二百六十三人、旧軍人遺族及び傷病者等の援護支給金支拂の事務に従事するもの百三十四人等であり、特殊第二に、従来終戦処理事業費、特殊財産附帯事務費等の支弁にかかる事務に従事する職員は、当該事務の性質を考慮して、第二條第三項により、その最高限を定めて、第二條第一項の定員の外に置き、第二條第四項によつて、その関係各行政機関別の定数は別に政令で定めることとして来たのであります。ところが今般予算上終戦処理事業費等の項目が廃止されることとなり、その一般科目と引替されることとなり、行政機関職員定員法におきまして、これに即応して、第二條第三項及び第四項を削除いたしました。二、二千三百七十八人を第二條第一項の關係各行政機関の定員へ移し替え、残り四百六十二人は、事務の実情に即して削減することとしたいたしました。

第三に、この法律案による各行政機関における職員の定員に関する規定は、本年四月一日から施行するものといたしますが、平和條約の発効と同時に設置を予定されている捕獲審査再審査委員会の職員の定員につきましては、同條約の最初の効力発生の日から施行することとし、又同條約の発効と同時に廃止を予定されている賠償庁につきましては、同條約の最初の効力発生の日の前日までの間は、現行の規定による定員の職員を置くことができるものといたしました。

第四に、資源庁から通商産業省本省に七十二人の定員を移し替へることとしたいたしましたに伴ひまして、現在本年九月三十日及び十二月三十一日までの通商産業省本省に置き得ることとされております暫定定員を、現行の八千八百八十四人及び八千七百七十一人からそれ〴〵八千二百五十六人及び八千四百三十三人に改めることとしたいたしました。

第五に、前回の行政機関職員定員法の改正によつて縮減される員数の職員は、本年六月三十日まで定員外に置くことができるとなつておりますが、今回の改正によつて各行政機関の定員が変更されることとなりますので、改めて各行政機関は、新定員を超える員数の職員を本年六月三十日まで定員外に置くことができざる旨を規定いたしました。現在進行中の行政整理の遂行に支障を及ぼさないこととしたいたしました。最後に、第四及び第五で述べた改正に伴ひ、前回の行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第二百九十七号)中、通商産業省本省の暫定定員を定めた附則第二項及び各行政機関につき本年六月三十日まで定員外の措置を定めた第三項を削除することにいたしました。

以上が本改正法案の主要な内容であります。これらはいずれも、昭和二十七年年度予算の実行を確保すると共に、行政機関職員定員の適正を期するため必要な措置であります。

何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(河井彌八君) 只今政務次官から提案の理由について御説明を伺つたのであります。なおこの内容について御説明を煩わしいと思ひます。それにはここに新旧定員増減一覧表といふものが提出されておりますから、これを利用してあらためて、御説明を願ひましたらば便宜と思ひます。

○政府委員(大野木克彦君) それでは私からお手許に差出しました新旧定員増減一覧表等につきまして、定員の増減の内容について御説明を申し上げます。

この新旧定員増減一覧表は、ここに書いてございまして、数字の一番左にございまして、改正前の定員でございまして、その次の欄が部内の振替により増減の数でございまして、その次の欄が新規の増減の欄でございまして、その次が差引でございまして、最後に載つております数字が、このたびの法律案に載る数字でございまして、

それで初めの表で申し上げますと、総理府におきましては、賠償庁の廃止に伴ひまして、その全員の四十七人が減すること相成つております。それから北海道庁に四十九人振替の増員がございまして、これは漁港法の改正に伴ひまして、漁港工事の一部を国が直接行うこととなりましたので、そのために従来地方の職員でありました国の職員、つまり地方自治法に基づく事務

す。従つて物価のほうでは廃止に伴
いて、百六十九人の減ということ
になつております。

以上で大体各省の増減の内容を申上
げたわけでございますが、一番終い
に、二條三項関係のものを一括してお
目にかけておりますが、二條三項全体
で、政令によつて定められておるので
ありますが、只今の定員は二千八百四
十人でございますが、このうち二千三
百七十八人がここにございます通り、
それ／＼分割されて二條一項のほうへ
入りまして、あと四百六十二人が減員
になるわけでございます。その内容は
ここにございます通りで、結局二千八
百四十人が二條三項から二條一項のほ
うへ移るわけでございます。

以上のような次第でございますが、
この初めの一覽表の四枚目に合計がご
ざいますように、従来の定員は第二條
一項におきまして八十三万五千二百八
人でございましたが、振替増によりま
して、二千五百六十四人を増し、新規
に八千五百四十三人を増しまして、合
計増員が一万一千百七人、それで新ら
しい法案によります定員が八十四万一
千六百三十五人ということになりました
た。これは提案理由の一番先に申しま
した通りでございます。極く数字でお
聞きすらかつたかと思ひますが、大体
の内容は以上の通りでございます。

○委員長(河井彌八郎) 只今定員の増
減についての説明を伺つたのでありま
すが、なおこの附則の條項について御
説明願ひます。

○政府委員(大野木克彦) 附則につ
きましては、大体先ほど提案理由で申
上げました通りでございますが、一般
にはこの法律は四月一日から施行する

ことといたしまして、ただ捕獲審判再
審査委員会に關する部分は、日本国と
の平和條約の最初の効力発生の日から
施行されることといたしております。

それから賠償庁におきましては先ほど
申上げましたように、平和條約の最初
の発効の日以前まで存置されまし
て、それ以後廃止されるということに
相成つております。それから三項は前
回の改正のときに申上げましたよう
に、通商産業省の職員で一部の者が九
月と十二月までに整理が延期されてお
りましたので、それと先ほど御説明申
上げました七十二人が本省のほうへ資
源庁から移ることになりましたので、
その関係によります数の変更で内容に
ついては変更はございません。それか
ら従つて各行政機関については、この
定員を上廻る数が結局六月まで定員外
として置かれて、六月までに整理され
るということに相成るわけでございます
す。従つて附則のこの前のとき第一項
の番号及び附則第二項、第三項は不
要になりまして、項番が変更するという
が第五項の規定でおります。以上であ
ります。

○委員長(河井彌八郎) 只今政府から
提案の理由及びその内容について説明
を伺ひましたのですが、この際御質疑
があらますればお願いいたします。

○竹下豐次君 どうぞ細かい問題は又
あとの機会にお伺ひすることになるだ
ろうと思ひますが、この定員法の改正
の前提となる各省設置法の改正案で
すか、というものが出るわけございま
すね、それはいつ頃……、もう提案に
なつておるのですか。

○政府委員(大野木克彦) この定員
法に關係いたします例えは賠償庁であ
りますとか、運輸省でありますとか、
それはそれ／＼今提案になつておるの
であります。それから全体の大きいほ
うの改正はまだ検討中でございますの
で、その關係のことはこれには載つて
おりません。

○委員長(河井彌八郎) 杉田専門員か
ら説明があらまします。

○専門員(杉田正三郎君) 今竹下さん
からのお尋ねに對してちよつと申して
置きますが、この外務省に賠償庁か
ら移管の分、それから大蔵省に又賠償
庁が廃止を前提として移管の分などが
出ておりますが、これはその賠償庁
に關係の設置法が出るわけなんです
が、これは今の段階ではまだ提案にな
つておりませんが、今政府のほうから
關係方面のほうへ承認を求めておりま
して、もう一兩日のうちに恐らく承認
があるんだというところであります、
私の確めたところによりますと……。

それともう一つは、同じような關係は
この捕獲審判再審査委員会、これも新
らしい立法が出るんだと思ひのです
が、これもまだどういふふうな段階
か、まだ提案になつておりませんが、
これも新しい立法が前提になつて、
こういう定員の五名というものが出て
来ることを思つております。それから
もう一つは、この同じ運輸省の中で、
航空法の制定に伴つて三十六名の増員
になつておりますが、これも今国会に
航空法という法律が出るのが前提と
なつてこの三十六名の増があるものと
思つております。それから最後に郵政
省で、軍人遺族及び傷病者等の援護支
給金の支拂といふことで百三十四名が
計上されておりますが、これは軍人遺
族、傷病者等の援護の法律が出るこ

になつて、そのことが前提となつて百
三十四名というものが出ることと思つ
ております。そういうふうな四つ、
五つの法律案というものが成立して初
めてこの定員法が動いて行くと思ひま
す。それから、それが若し不成立の場合
には、ここから落して行く必要がある
のじやないか、そういうふうな思ひま
す。

○補見義男君 物価庁は……。

○専門員(杉田正三郎君) 物価庁も同
じです。物価庁の法律はこれもさつき
の賠償庁と同じように、勿論一兩日の
うちに承認があるというふうな予測の
ようです。

○竹下豐次君 この問題は今の關係の
法律案が出て、それがさつまつたあとで
審議して行くのが、これは理窟から言
うとそういう順序で行くべき筋合いの
ものだと思ひます。併しまあ必ずしも
その窮極に於て取扱い必要はないと
は思つておりますけれども、一応その
案がどういふ案であるかといふことを
聞いた上でないといふと、それがまだ
正式に提案されていないにしても、一
通りはその案を伺つた上でない、ち
よつとこれを審議するのは大変不便だ
と思ひますが、その点を一つお伺ひ下
さいまして、適当にお取計らいを願ひ
たいと思ひます。

○委員長(河井彌八郎) 竹下君の御意
見のごとくに、この数字に關係してお
るその機構の根本問題が、やはりそれ
が確定しなければこの確定はできな
い、こう考えます。併し政府が今す
ぐ、まだここに提案ができていないの
でありますから、何と言ひますか、大
綱について説明ができればよろしいの
でありますけれども、或いはそれはむ

ずかしいと思ひます。ですから、その
実体法と併せてこれを審議を進めて行
こうと、こう考えますが、如何でしよ
うか。

○竹下豐次君 ただ私の申ししますの
は、わからないままにこれを進めて行
くといふことは非常に不合理なように
思ひます。ですから正式に速記でもと
つて説明をされるところまで進んでい
ないにしても、大体の筋道だけでもや
はり設置省だけでも承わつておくと
いふことは必要じやないかと思ひま
す。何もわからなくて、ただそのこ
とが必要であるか否かがわからない
で、それを聞きもしないで定員法をか
れこれいじるといふことは余りに筋道
が立たないのじやないかと思ひます
が、余り窮極なことを申上げるのじや
ありませんが、一応我々の頭に了解の
できる程度のことを、今はつきりきめ
られない点があるならば、その点は留
保されても結構です。大体そうむずか
しい問題でもなかつたと思ひましてお
りますけれども、余り筋道の通らない審
議の仕方もどうかと思ひるので、かよう
に申上げる次第であります。

○委員長(河井彌八郎) 大体本日この
予備審査にこの案件をかけたものでは
す、すでにこの案が配付してありま
す。一応政府の説明を聞くといふた
めに委員会を開いたわけでございます
が、併しその内容に至りましては、な
お政府にも伺ひますけれども、その説
明の用意ができていないかどうか、或
いはまだわからないかも知れません。で
ありますから、それは適當な機会に十
分な説明を開きまして、そうして最後
にこれは決定すべきものだ、こう考
えております。そういうふうな取扱い

をいたします。

○楠見義男君 今竹下さんからおつしやつた機構の問題だけじゃなしに、例えば資源庁から通産省のほうに石油配給統制事務の職員を振替えるとか、そういう統制事務の实体に触れた問題も出て来るのじゃないかと思つたので、従つてこの問題は今竹下さんから言われた機構改革、機構の問題と併せて実体についてもこれを審議する際には説明できる人が出て頂きたい、そうして十分の説明をして頂きたい、こゝろ思いますから、どうぞお願いいたします。

○委員長(河井彌八君) さように取計らいたいと思います。

○鈴木直人君 この行政機関職員定員法の一部を改正する法律案というの、予備審査に付されたわけですから、これは正式に政府から衆議院へ提出されたということにまあなつてゐるのですね、ところが今お話の通り、別途に政府としては行政機構の何と言います

か、修正と言うか、改革とは行かないかも知れませんが、或る程度能率化する意味も各省の関係においてはこゝにある委員会ですね、この委員会をなにするような案なんか相当あるように聞いておるのですが、そのほかに相当名称そのものがかなり変わつて来るように進められておると思つたので、それと、それとこれとは何らの関係もなく政府から提案されたわけなんですかね。若し行政機構改革の案が各省設置法等の案が別途に提出された場合に、名称その他組織において非常に違つて来た場合には、この案は更に何か修正し、再提案するのですか、それをお伺いしたいのであります。

○政府委員(大野木克彦君) 只今の件につきましても、実は行政機構の改革のことはまだ最後の決定いたしませんが、検討中でございますので、それがきまりましたら、今国会中にもう一度定員法の一部を改正する法律案を御審議を願わなければならぬ事態になるのではなかと存じます。ただ四月一日から定員を変えなければならぬ部分がございますので、とりあえず現在の機構の下におきます定員の異動を一応御審議を願つておきたい、こゝろ趣旨でございます。

○楠見義男君 それからこの次にこの内容については詳しく御説明を伺うわけなんです、その前に御説明を頂くときの資料として十分用意をして頂きたいことがあるんですが、これは皮肉でも何でもないので、例えば今の文部省関係の国立学校とか、文化財関係で、或いは又電気通信省関係で、この前のあれだけ大騒ぎをした定員法改正の際に当然こういうことが予想されるんだから、従つて例えば電気通信省で一万名に及ぶような大量の整理をやつても無理じゃないか、或は文化財なり、それから文部省の国立学校において当然新しい学制に基づく学部の増加というものが予想されるんだから、従つて教員或いは教務職員の整理という

ことは、これは無理じゃないかということ、これは再三論議せられ、そうして又非常問題も大きくしたわけなんです、その際には政府は、いや、これでやつて行けるんだというのを非常に強硬に主張されたのであります、そこで我々委員会も或る程度の修正をいたしましたけれども、根本の考え方は、まあ政府に或る程度同調したような結論になつておるのです。ところがその際にあれほどやましく言つて又問題になつた点の電気通信省なり、文部省の職員はこゝろに殖えて来ておる、皮肉でも何でもないので、それが、実に委員会では無駄な労力をかけて無駄な時間を費やしたと思つております、それでこの次に説明を伺うときに、我々を納得させ得るような十分な資料なり、或いは説明者を出して頂きたい、これだけ一つお願いいたします。

○委員長(河井彌八君) 本日はこの程度で委員会を止めようと思つていますが、御異議ありませんか。

【異議なし】と呼ぶものあり。

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。それでは本日はこの程度で散会いたします。

午前十一時三十九分散会

三月十四日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表を次のように改める。

行政機関の区分		定員	備考
総理府	本府	一、七六九人	うち三〇、〇〇〇人は、警察官とする。
	統計委員会	五七人	
外務省	公正取引委員会	二四一人	うち三〇、〇〇〇人は、警察官とする。
	全国選挙管理委員会	四四四人	
	国家公安委員会	四五、二八〇人	
	国家地方警察	一一二二人	
	国家消防庁	一二七人	
	地方財政委員会	七四四人	
	外国為替管理委員会	二一人	
	首都建設委員会	三、〇五四人	
	電波監理委員会	七九七人	
	公益事業委員会	一八八人	
法務府	土地調整委員会		うち三〇、〇〇〇人は、警察官とする。
	宮内庁	九五二人	
	特別調達庁	五、一七三人	
	行政管理局	五八八人	
	地方自治庁	五二八人	
	北海道開発庁	三、一四八人	
	計	六〇、九七七人	
	本府	四二、三四二人	
	中央更生保護委員会	一、一四六人	
	司法試験管理委員会	一八人	
計	計	四三、四八八人	うち一〇、九〇七人は、検察官の職員とする。
	計	一、五六七人	
外務省	入国管理庁	八六五人	
	計	一、五六七人	

大蔵省	本省 証券取引委員会 公認会計士管理委員会 国税庁 造幣庁 印刷庁	計	一三、八七四人 一一〇人 一〇人 五二、〇二〇人 一、八三二人 八、一二一人 七五、九六七人	うち六〇、九六一人は、国立学校の職員とする。
文部省	本省 文化財保護委員会	計	六二、五二八人 四四六人 六二、九七四人	
厚生省	本省 引揚援護庁	計	四四、四八七人 一、七七九人 四六、二六六人	
農林省	本省 食糧庁 林野庁 水産庁	計	二五、八五四人 二八、一一六人 二二、一一五人 一、五〇四人 七七、五八九人	
通商産業省	本省 資源庁 工業技術庁 特許庁 中小企業庁	計	七、七九七人 五一六人 四、四一七人 六七二人 一六六人	

運輸省	郵政省	電氣通信省	労働省	建設省	經濟安定本部		合計
					本省	計	
本省 船員労働委員会 捕獲審檢再審査委員会 海上保安庁 海難審判庁 航空庁	本省 本省	本省 本省	本省 中央労働委員会 公共企業体仲裁委員会 国有鉄道中央調停委員会 専売公社中央調停委員会 国有鉄道地方調停委員会 専売公社地方調停委員会	本省 本省	本部 經濟調査庁 外資委員会	計 計	一三、五六八人 一三、八二九人 五四人 五八人 一三、〇〇七人 九〇人 一、二四五人 二八、二三〇人 二四六、六三〇人 一五〇、四一八人 一九、九七九人 九〇人 一六人 一三一人 一〇人 四九人 三〇人 二〇、一八七人 一〇、一五二人 八〇一人 九四一人 一五人 二、七五七人 八四一、六三五人

同條第三項及び第四項を削り、同條第五項を同條第三項とし、同條第六項を同條第四項とする。

附則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。但し、行政機関職員定員法第二條第一項の改正規定中捕獲審検再審査委員会に関する部分は、日本国との平和條約

の最初の効力発生日から施行する。

2 賠償庁においては、改正後の行政機関職員定員法第二條第一項の規定にかかわらず、日本国との平和條約の最初の効力発生日の前日までの間、改正前の行政機関職員定員法第二條第一項の規定による定員の職員を置くことができる。

3 改正後の行政機関職員定員法第二條第一項の規定にかかわらず、昭和二十七年九月三十日までの間は、通商産業省の本省の職員の定員は、八千二百五十六人とし、同年十月一日から同年十二月三十一日までの間は、通商産業省の本省の職員の定員は、八千四百十三人とする。

4 各行政機関においては、改正後の行政機関職員定員法第二條の規定による定員（通商産業省の本省の職員については、八千二百五十六人）をこえる員数の職員は、昭和二十七年六月三十日までの間は、定員の外に置くことができる。

5 行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二百九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第一項の番号並びに附則第二項及び第三項を削る。

三月十五日日本委員会に左の事件を付託された。

一、恩給不均衡是正に関する請願

恩給不均衡は正に関する請願
請願者 高知市帶屋町九四高知
県退職公務員連盟内
坂本重寿
紹介議員 西山 亀七君
この請願の趣旨は、第九七九号と同じ
である。

第一〇〇九号 昭和二十七年三月三
日受理

恩給不均衡は正に関する請願(二通)
請願者 岡山県倉敷市平田三四
中村孝平外十六名
紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第九七九号と同じ
である。

第一〇一〇号 昭和二十七年三月三
日受理

恩給不均衡は正に関する請願(二通)
請願者 宮城県仙台市北六番町
二二七 岩井克己外三
千四百十名
紹介議員 愛知 一君 高橋
進太郎君
この請願の趣旨は、第九七九号と同じ
である。

第一〇一一号 昭和二十七年三月三
日受理

恩給不均衡は正に関する請願(五通)
請願者 神奈川県小田原市町田
二三 伊谷生三外八百
八十八名
紹介議員 石村 幸作君
この請願の趣旨は、第九七九号と同じ
である。

第一〇一七号 昭和二十七年三月四
日受理

恩給不均衡は正に関する請願
請願者 熊本市大江町本六七二
福田源蔵外九百九十七
名
紹介議員 谷口弥三郎君
この請願の趣旨は、第九七九号と同じ
である。

第一〇一九号 昭和二十七年三月四
日受理

恩給不均衡は正に関する請願
請願者 徳島市出来島本町二丁
目 東條幸雄外千五百
六十六名
紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第九七九号と同じ
である。

第一〇二〇号 昭和二十七年三月四
日受理

恩給不均衡は正に関する請願
請願者 奈良市中辻町 稻葉岩
藏外四百九名
紹介議員 新谷寅三郎君
この請願の趣旨は、第九七九号と同じ
である。

第一〇二九号 昭和二十七年三月四
日受理

恩給不均衡は正に関する請願
請願者 福井県坂井郡丸岡町霞
林田直永外四百十五名
紹介議員 堂森 芳夫君
この請願の趣旨は、第九七九号と同じ
である。

第一〇三二号 昭和二十七年三月四
日受理

請願者 長野県北佐久郡岩村田
町 掛川良平外九百六
十三名
紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第九七九号と同じ
である。

第一〇三三号 昭和二十七年三月四
日受理

恩給不均衡は正に関する請願
請願者 北海道苫小牧市大町五
〇 田中正太郎外二百
八十九名
紹介議員 木下 源吾君
この請願の趣旨は、第九七九号と同じ
である。

第一〇三四号 昭和二十七年三月四
日受理

恩給不均衡は正に関する請願
請願者 福島市大町二七福島県
退職公務員連盟事務所
内 大和田彌一
紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第九七九号と同じ
である。

第一〇三五号 昭和二十七年三月四
日受理

恩給不均衡は正に関する請願
請願者 三重県一志郡久居町旅
籠町一、三〇四 西野
駒郎外三百三十二名
紹介議員 九鬼紋十郎君
この請願の趣旨は、第九七九号と同じ
である。

第一〇三六号 昭和二十七年三月四
日受理

恩給不均衡は正に関する請願(二通)
請願者 山口県防府市大字東佐
波令一、八三三 本澤
清一外五百七十五名
紹介議員 中川 以良君
この請願の趣旨は、第九七九号と同じ
である。

第一〇三七号 昭和二十七年三月四
日受理

恩給不均衡は正に関する請願(二通)
請願者 岡山県児島市味野三、
四五五 安井茂外十八
名
紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第九七九号と同じ
である。

第一〇三八号 昭和二十七年三月四
日受理

恩給不均衡は正に関する請願(二通)
請願者 北海道釧路市島取町
小川吉雄外六百四十七
名
紹介議員 堀 末治君
この請願の趣旨は、第九七九号と同じ
である。

第一〇三九号 昭和二十七年三月四
日受理

恩給不均衡は正に関する請願
請願者 高知市帶屋町九四高知
県退職公務員連盟内
坂本重壽外千二百九十
八名
紹介議員 寺尾 豊君
この請願の趣旨は、第九七九号と同じ
である。

第一〇六〇号 昭和二十七年三月五
日受理

恩給不均衡は正に関する請願
請願者 滋賀県大津市膳所錦魚
屋町 木暮安水外二千
四百五十五名
紹介議員 西川基五郎君
この請願の趣旨は、第九七九号と同じ
である。

第一〇六一号 昭和二十七年三月五
日受理

恩給不均衡は正に関する請願
請願者 奈良県宇陀郡榛原町榛
原一、五四六 辻正一
外三百六十三名
紹介議員 堀越 儀郎君 柏木
庫治君
この請願の趣旨は、第九七九号と同じ
である。

第一〇六六号 昭和二十七年三月五
日受理

恩給不均衡は正に関する請願
請願者 香川県高松市塩上町
一、一八〇 林平七外
千四百十名
紹介議員 森崎 隆君
この請願の趣旨は、第九七九号と同じ
である。

第一〇六七号 昭和二十七年三月五
日受理

恩給不均衡は正に関する請願
請願者 岡山県津山市田町一一
九 青井荒一外二名
紹介議員 黒田 英雄君
この請願の趣旨は、第九七九号と同じ
である。

第一〇六八号 昭和二十七年三月五日受理

恩給不均衡は正に関する請願

請願者 長野県上水内郡御原村
清水津治郎外三百五十九名

紹介議員 池田宇右衛門君
この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第一〇六九号 昭和二十七年三月五日受理

恩給不均衡は正に関する請願(二通)

請願者 岐阜県古城郡古川町大字二ノ町二ノ二 細
江康吉外五百三十一名

紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第一〇七一号 昭和二十七年三月五日受理

恩給不均衡は正に関する請願

請願者 福岡県田川市大字伊田三、〇五一 竹原政一
外百一十一名

紹介議員 小松 正雄君
この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第一〇八〇号 昭和二十七年三月五日受理

恩給不均衡は正に関する請願

請願者 新潟県長岡市観光院町一角田三治外百四名

紹介議員 田村 文吉君
この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第一〇八一号 昭和二十七年三月五日受理

恩給不均衡は正に関する請願(八通)

請願者 島根県出雲市矢尾町七五一 片寄卯三郎外千七百五十一名

紹介議員 伊達源一郎君
この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第一〇八二号 昭和二十七年三月六日受理

恩給不均衡は正に関する請願

請願者 福島県郡山市字赤木町一四四 大内亥之次郎

紹介議員 油井賢太郎君
この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第一〇八七号 昭和二十七年三月六日受理

恩給不均衡は正に関する請願

請願者 東京都世田谷区上馬町二ノ三五 横溝一清外千四百名

紹介議員 吉川末次郎君
この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第一〇八八号 昭和二十七年三月六日受理

恩給不均衡は正に関する請願

請願者 宮崎県小林市大字細野一、八六八 山下幸二
外四百十五名

紹介議員 竹下 豊次君
この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第一〇九七号 昭和二十七年三月六日受理

恩給不均衡は正に関する請願(二通)

請願者 兵庫県津名郡由良町大村喜代松外三百五十三名

紹介議員 岡崎 眞一君
この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第一〇九八号 昭和二十七年三月六日受理

恩給不均衡は正に関する請願(二通)

請願者 岐阜県安八郡大笹町大字檢保一、二八一 棚
橋新三郎外八百八十五名

紹介議員 愛知 葵一君
この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第一〇九九号 昭和二十七年三月六日受理

恩給不均衡は正に関する請願

請願者 新潟県南蒲郡大崎村大字大崎四三七 上村利
三九外二百五十名

紹介議員 北村 一男君
この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第一一〇〇号 昭和二十七年三月六日受理

恩給不均衡は正に関する請願

請願者 岐阜県多治見市弁天町山田紀一外六十一名

紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第一一〇二号 昭和二十七年三月六日受理

恩給不均衡は正に関する請願

請願者 熊本県八代郡長町八八田上良音外四百二十六名

紹介議員 深木 六郎君
この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第一一〇三号 昭和二十七年三月六日受理

恩給不均衡は正に関する請願

請願者 愛媛県松山市道後町愛媛県退職公務員連盟内岡井義雄外二百四十四名

紹介議員 玉柳 実君
この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第一一〇三三号 昭和二十七年三月六日受理

恩給不均衡は正に関する請願

請願者 兵庫県出石郡出石町寄田九 浅井重壽外百七十四名

紹介議員 中山 壽彦君
この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第一一一六号 昭和二十七年三月七日受理

恩給不均衡は正に関する請願

請願者 宮崎県東諸県郡本庄町大字森永 岩岡平一外百九十六名

紹介議員 竹下 豊次君
この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第一一一九号 昭和二十七年三月七日受理

恩給不均衡は正に関する請願

請願者 奈良県生駒郡平群村大字福貴五〇一 栗山倉治郎外六百十五名

紹介議員 駒井 藤平君
この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第一一二〇号 昭和二十七年三月七日受理

恩給不均衡は正に関する請願

請願者 宮崎県都城町市堀城町四一三 長峰才九郎外七百二十一名

紹介議員 竹下 豊次君
この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第一一二三三号 昭和二十七年三月七日受理

恩給不均衡は正に関する請願(七通)

請願者 群馬県北群馬郡澁川町大字元宿六一五 松本住次郎外千五百九十二名

紹介議員 鈴木 強平君 境野清雄君
この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第一一四〇号 昭和二十七年三月四日受理

水産省設置に関する請願

請願者、東京都中央区月島三三三
地東海区水産研究所内
社団法人大日本水産会
会長 鍋島熊道

紹介議員 高橋進太郎君
わが国の民族産業である水産業を振興し、水産物の増産を図るは、わが国経済の興隆と国民生活の安定に寄與するところが大きい。しかし水産界の国際的関連は重大問題で、行政機構の強化は必要であるから、水産省を設置せられたいとの請願。

第一〇七〇号 昭和二十七年三月五日受理
親光局設置に関する請願

請願者 岐阜県高山市神明町四ノ一五飛騨親光連盟会
内 日下部礼一

紹介議員 古池 信三君
国際親光事業は、貿易外収入の点からみても、国際親善に寄與する点からも、最も平和的な文化事業であつて、昭和二十二年秋貿易の再開とともに、総司令部の許可以来逐年親光客も増加し、特に戦後地方自治体においても親光課設置の傾向にあるから、今回政府の機構改革を機に、運輸省親光部を親光局に昇格せられたいとの請願。

第一一一五号 昭和二十七年三月七日受理
親光局設置に関する請願

請願者 岐阜県高山市神明町四ノ一五高山親光協会内
上島清一

紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第一〇七〇号と同じである。

第一一二二号 昭和二十七年三月七日受理
軍人遺家族等の恩給復活に関する請願

第一部 内閣委員会議録第八号

請願者 宮城県仙台市小田原山本丁一九 上田常男外
六十一名

紹介議員 愛知 一君
講和條約発効に伴う自主権回復を機に、恩給法の特例に関する勅令第六十八号を廃止して、同例により恩給を停止または制限されている軍人の遺家族傷病軍人および老齢軍人に對し、(一)恩給復元に當つては一般文官と差異のないようにすること、(二)普通恩給は、年齢五十歳以上の者に対して、優先的に支給するようにすること等の実現を図られたいとの請願。

第一一二二号 昭和二十七年三月七日受理
国土省設置に関する請願

請願者 群馬県前橋市曲輪町六
一 松田勘次郎外九百

紹介議員 石川 榮一君 小林 英三君
目下政府においては行政機構改革案の決定をいそいでいるよしであるが、国土総合開発法の成立をみた今日従来各省で別々に施行してきた建設関係部門をこの際一元化して一貫した合法的な建設行政が望ましいから、国土省の設置を実現せられたいとの請願。

第四八八号 昭和二十七年七月一日受理
林野庁の他省移管反対に関する陳情

陳情者 熊本県菊池郡河原村長
佐々良造外二十八名

最近伝えられている林野庁の他省移管問題は、林野行政と農業の密接な関係

を忘却した論であり、一方国民経済上重要な役割を持つ林業の生産的、公益的性格を考慮することなく、林野庁を多省へ移管すると行政機構を多元複雑化するばかりでなく、現地の第一線行政を混乱させる結果となるから、林野庁は従来通り農林省の所管として存続せられたいとの陳情。

第四九七号 昭和二十七年三月三日受理
林野庁の他省移管反対に関する陳情

陳情者 熊本県下益城郡豊福村
西村久雄外二十五名

この陳情の趣旨は、第四八八号と同じである。

第五〇九号 昭和二十七年三月四日受理
林野庁の他省移管反対に関する陳情

陳情者 熊本県天草郡富津村
小林祐一郎他十三名

この陳情の趣旨は、第四八八号と同じである。

第五三二号 昭和二十七年三月六日受理
林野庁の他省移管反対に関する陳情

陳情者 熊本県上益城郡福田村
長 安田市太郎外二名

この陳情の趣旨は、第四八八号と同じである。

第五三八号 昭和二十七年三月六日受理
林野庁の他省移管反対に関する陳情

陳情者 熊本県球磨郡久米村
宮原林助外二名
この陳情の趣旨は、第四八八号と同じである。

第五四八号 昭和二十七年三月七日受理
林野庁の他省移管反対に関する陳情

陳情者 熊本県天草郡上津浦村
浜崎康夫外三名

この陳情の趣旨は、第四八八号と同じである。

第四八九号 昭和二十七年三月一日受理
親光局設置に関する陳情(二通)

陳情者 熊本県上益城郡西大戸村古峯原親光協会内
古沢伝七外二名

親光事業は、国民外交として国際親善に資すると共に、外貨の獲得によるわが国経済の復興に大きな寄與をなしている。しかるにこれ等外客の誘致および受入体制の施設、設備は不十分で本邦親光事業の振興をさまたげているから、今次の行政機構改革に當り、戦前の国際親光局あるいはこれ以上の機構と権限を持つ親光局を設置せられたいとの陳情。

第五一八号 昭和二十七年三月五日受理
親光局設置に関する陳情

陳情者 山形県片知事室文書課
内山形親光協会内
加藤富之助

この陳情の趣旨は、第四八九号と同じである。

第五四九号 昭和二十七年三月七日受理
親光局設置に関する陳情(二通)

陳情者 大分市荷揚町一大分県
親光協会内 岩崎寛外
一名
この陳情の趣旨は、第四八九号と同じである。

第四九六号 昭和二十七年三月三日受理
元軍関係公務員の恩給復活に関する陳情

陳情者 大分県大分市中島五條
通一 安部朗

元軍関係公務員の恩給は、昭和二十一年勅令第六十八号をもつて停止されているが、大正十二年法律第四十八号恩給法に基き適法に取得したものであるから、講和條約発効とともに元軍関係公務員に対する恩給を適二なる率に換算支給せられるとともに、元軍関係公務員ですでに恩給権發生の事実あるも、未確定者の審議においては既成事実に基づき権利を確認せられすみやかに恩給を支給せられたいとの陳情。

第五〇七号 昭和二十七年三月三日受理
元軍人恩給復活に関する陳情

陳情者 山口県防府市大字三田
尻 山田興作

講和條約の発効を機会に高齢元軍人に對する恩給を復活せられたいとの陳情。

第五一九号 昭和二十七年三月五日受理
元軍人老親者の恩給復活に関する陳情

陳情者 佐賀県佐賀郡春日村尼

寺二、六六一 武井金
七外八名

政府は、元軍人に対する恩給法を講和
発効後も更に一箇年停止すること
であるが、既得権者であつた元軍人老
齡者は、終戦以來深刻な生活を續けて
いるから、先軍人老齡者に対する恩給
を本年中に復活せられたいとの陳情。

第五三〇号 昭和二十七年三月六日

受理

元軍人老齡者の恩給復活に関する陳情

陳情者 佐賀県西松浦郡伊万里
町瀬戸 満江寅次郎

この陳情の趣旨は、第五一九号と同じ
である。

第五四七号 昭和二十七年三月七日

受理

元軍人老齡者の恩給復活に関する陳情

陳情者 佐賀県西松浦郡山代町
楠久村五三〇 西川虎
太郎外二名

元軍人老齡者は、すでに生活能力がな
く、終戦後は恩給が停止されて老後の
医療費にもこと欠く現状であるから、
本年度よりその恩給を復活せられたい
との陳情。

第五二〇号 昭和二十七年三月五日

受理

軍人遺家族等の恩給復活に関する陳情

陳情者 宮城県仙台市小田原山
本丁一九 上田常男外
六十一名

講和條約発効に伴う日本国の自主権回
復を機に、恩給法の特令に関する件
(昭和二十一年勅令第六十八号)を廃止
し、同令によつて恩給を停止又は制限

された軍人の遺族、傷い軍人および老
齡軍人に対する恩給を復活せられたい
との陳情。

第五四六号 昭和二十七年三月七日

受理

軍人遺家族等の恩給復活に関する陳
情(二通)

陳情者 東京都世田ヶ区深沢町
四ノ七〇 福島格次外
三十七名

講和條約発効に伴う自主権発効を機
に、恩給の特令に関する勅令第六十八
号を廃止して、同例により恩給を停止
または制限されている軍人の遺家族傷
病軍人に対し、(一)恩給復元に當つて
は一般文官と差異のないようにするこ
と、(二)普通恩給は、年齡五十五才以
上の者に対しては、優先的に支給する
ようにすること等の実現を図られたい
との陳情。